

平成 16 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 イーシステム株式会社  
代 表 者 の  
役 職 氏 名 代表取締役社長 渡 辺 博 文  
(コード番号 4322、大阪証券取引所 ヘラクレス市場)  
問 い 合 わ せ 先 企画部 部長 大 西 浩 之  
電 話 番 号 0 3 ( 5 7 8 1 ) 8 7 6 3

## 新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 2 月 26 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、当社および当社の関係会社の取締役、監査役、顧問および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 16 年 3 月 26 日開催予定の当社第 10 期定時株主総会(以下「本総会」という。)に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社および当社の関係会社の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を確保し、長期的貢献を促進し、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的とし、3. の要領に記載のとおり、当社および当社の関係会社の取締役、監査役、顧問および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当社および当社の関係会社の取締役、監査役、顧問および従業員

#### 3. 新株予約権発行の要領

##### (1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 2,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

##### (2)新株予約権の総数

2,000 個(新株予約権 1 個あたりの目的となる普通株式数 1 株。ただし、前項(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

##### (3)新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

#### (4)新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に行使株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、その金額が新株予約権発行日の当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使ならびに商法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 128 号)施行前の商法に定められた新株引受権の行使による場合を除く。)が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

#### (5)新株予約権を行使することができる期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 26 日まで。

#### (6)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、自己都合(死亡による場合を除く)または早期退職もしくは定年退職により退職した場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権の譲渡・質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、平成 16 年 3 月 26 日開催の当社定時株主総会決議および当社取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、監査役、顧問および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによるものとする。

#### (7)新株予約権の消却事由及び条件

)当社が消滅会社となる合併契約書の議案が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却できるものとする。

本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6) に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失

した場合にはその新株予約権を無償で消却できるものとする。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(9)その他細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については取締役会決議により決定するものとする。

(注)上記は、平成16年3月26日開催予定の本総会において、ストックオプションとして新株予約権を付与する件が承認可決されることを条件とする。

以上